MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成25年9月20日

自家用電気工作物の安全の確保に関する行政評価・監視

<調査結果に基づく通知>

千葉行政評価事務所(事務所長:和田浩樹)は、地域の住民生活に密着した行 政上の問題点を取り上げ、行政運営の改善を図るため、行政評価・監視を実施し ています。

今回、自家用電気工作物の安全の確保を図る観点から、監督官庁による指導監 督の状況等について、関東管区行政評価局、千葉行政評価事務所及び山梨行政評 価事務所が平成25年4月から調査を実施し、その結果を取りまとめ、関東管区行 政評価局が関東東北産業保安監督部に通知することとしましたので、公表します。

【ポイント】

- 〇 自家用電気工作物69事業場(うち千葉県内は、22事業場)のうち、32事業場 (うち千葉県内は、16事業場)で不適切事例あり
- 自家用電気工作物のデータ管理の充実を提言
- 設置者に対する新たなスキームの啓発活動の実施を提言

〈本件照会先〉

総務省千葉行政評価事務所

第1評価監視官 播田

電 話:043-246-9821 FAX: 043-246-9829

調査の概要等

調査の背景

- 〇 自家用電気工作物は、電力会社等から高圧で電力を受電する設備や発電設備で、工場、事務所ビル、学校、病院、ホテル、マンション等の事業場に設置されている国民生活に身近な存在。全国の設置数(約82万件)の3割(約25万件)が関東地域(注参照)に集中
 - (注)「関東地域」とは、関東東北産業保安監督部の管内である茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県の一部をいう。
- 〇 東日本大震災以降、電力の安定供給の重要性が強く認識されているが、関東地域では毎年200件前後の自家用電気工作物の電気事故が発生 しており、その7割が周辺に停電を発生させる事故(以下「波及事故」という。)。波及事故は、国民生活に大きな障害をもたらすので、自家用電気 工作物の適切な管理が必要

調査の概要

○ 自家用電気工作物の安全の確保を図る観点から、自家用電気工作物の保安対策の実施状況及び関東東北産業保安監督部による指導監督の 実施状況等を調査

【調查対象機関】関東東北産業保安監督部

【関連調査等対象事業場】東京都、埼玉県、千葉県及び山梨県内に所在する69事業場(うち千葉県内22事業場)

【調査時期】平成25年4月~9月

【調査担当局所】関東管区行政評価局、千葉行政評価事務所及び山梨行政評価事務所

調査結果に基づく通知

〇 調査の結果、自家用電気工作物の維持・管理が適切に行われていない実態、関東東北産業保安監督部の指導監督に改善の余地が認められたことから、平成25年9月20日、同産業保安監督部に改善措置を講ずるよう通知

1 自家用電気工作物の適切な維持·管理の推進 その1 技術基準への適合等



制度の概要等

【技術基準への適合義務等】

- ① 技術基準適合義務(電気事業法(以下「法」という。)第39条) 自家用電気工作物を設置する者は、一定の技術基準に適合す るよう設置しなければならない。
- ② 技術基準適合義務違反以外の事項の改善に関する指導 経済産業省本省は、技術基準違反のほか、近い将来技術基 準違反になる可能性が高いと認められた場合には、設置者にそ の旨指摘するよう産業保安監督部に指示

(法第107条第3項に基づき産業保安監督部が行う立入検査について経済産業省が発出した「電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者への立入検査実施要領の制定について」(平成24年9月19日付け19商局第24号産業保安監督部長あて経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通知)

③ 主任技術者等の意見を尊重する義務(法施行規則第53条第4項) 設置者は自家用電気工作物の保安を監督するため、主任技術 者を選任し、又は、電気保安法人又は電気管理技術者(以下、両 者を「電気保安法人等」という。)と保安管理業務を委託する契約 を締結した上で、保安上支障がないものとして産業保安監督部長 の承認を受けなければならず、設置者は、これら主任技術者等の 意見を尊重しなければならない。

調査結果

技術基準等への適合状況等について69事業場(うち千葉県内22事業場)を実地調査した結果、24事業場(うち千葉県内13事業場)に不適切事例あり

うち、千葉県内の事例は、 1事業場1件

《技術基準不適合事例》(事例集P1)

○ 自家用電気工作物に危険表示がないもの等 (2事業場2件)

《近い将来技術基準違反になる可能性の高い事例》(事例集P2~4)

○ 自家用電気工作物の隙間から小動物が侵入するおそれがあるもの、自家用電気工作物の鍵をドアノブに吊したまま放置しているもの等(5事業場5件) 《事例集P3》



うち、千葉県内の事例は3事業場3件

《主任技術者等の指摘事項を尊重していない事例》(事例集P5~7)

〇 設備の経年劣化等、維持・管理について主任技術者等から改善を指摘されているにもかかわらず、設置者が改善措置を講じていないもの(18事業場56件)

うち、千葉県内の事例は、10事業場37件

《原因》

⇒設置者及び主任技術者等の法令遵守や保安の重要性の認識不足

通知事項の要旨

設置者及び主任技術者等に対して、当局の調査結果を踏まえ、自家用電気工作物の維持・管理の適正化を図るよう一層の指導及び周知徹底を図ること

その2 保安規程の遵守

制度の概要等

【保安規程の遵守に係る設置者の義務等】

- ◎ 保安規程の作成・届出・遵守義務(法第42条)
- 保安規程を定めたとき、これに変更が生じた場合は遅滞なく 産業保安監督部長に届け出ること
- 設置者と従業員は保安規程を遵守しなければならない。
- ◎ 保安規程に定める事項(法施行規則第50条第3項)
- 〇 保安管理業務を管理する者の職務及び組織
- 〇 保安のための巡視、点検及び検査 他7項目



調査結果

保安規程の遵守状況について、69事業場(うち千葉県内22事業場)を 実地調査した結果、12事業場(うち千葉県内6事業場)に不適切事例あり

《設置者が保安規程に関する義務を履行していない事例》

(事例集P8、9)

- ▶ 保安規程を保管していない・・・・・・3事業場
- 保安規程の変更届を提出していない・・4事業場

うち、千葉県内の事例 2事業場

《設置者が保安規程を遵守していない事例》(事例集P10~12)

- 保安規程の記載内容に不備がある等・・・・・・・・・4事業場
- 保安規程に定めた定期点検を実施していない・・・2事業場
- 保安規程に定めた点検頻度を遵守していない・・・2事業場

うち、千葉県内の事例 保安規程の記載内容に不備がある 3事業場 保安規程に定められた定期点検を実施していない 1事業場

《原因》

⇒設置者における保安規程の重要性に関する認識が不足



通知事項の要旨

設置者に対して保安規程の重要性について周知徹底を図るとともに、保安規程の適正な作成、保管及び遵守等について指導すること

2 自家用電気工作物設置者に対する指導監督の効果的・効率的な実施

その1 保安管理体制未整備事業場の的確な把握及び指導監督の充実

制度の概要等

【産業保安監督部における指導監督】

〇 関東東北産業保安監督部は、波及事故の発生防止等のため、 設置者に対し、立入検査(法第107条第3項)や、啓発活動を実施

【産業保安監督部における波及事故原因の分析及び啓発活動】

○ 関東東北産業保安監督部は、波及事故の原因を分析し啓発活動を実施 平成21年度から23年度までに発生した波及事故362件の発生原因は、①自然劣化 :123件、②落雷:78件、③保守不完全:44件 等であるところ、原因別の対策例(高経 年設備の早急な更新や避雷器の設置等)について主任技術者等に向けた資料を作成 し啓発

【産業保安監督部における自家用電気工作物の実態把握】

〇 関東東北産業保安監督部は、管内の自家用電気工作物について、 5つのデータベースを保有

名 称	収録対象事業場	事業場数	整備·運用主体
DB1	電気保安法人Aの委託契約事業場	約94,000	電気保安法人A
DB 2	電気保安法人Bの委託契約事業場	約79,000	電気保安法人B
DB3	上記以外の委託契約事業場	約69,000	関東東北産業保
DB4	主任技術者選任事業場	約18,000	安監督部
DB5	主任技術者選任特別高圧事業場	約3,000	,

【産業保安監督部における立入検査】

○ 関東東北産業保安監督部は、「保安の確保が適切でないおそれのある 事業場」等に対して立入検査を実施

調査結果

- ◎ 現行の仕組みでは、保安管理体制が整備されていない事業場を 的確に把握できず、これに対する指導監督も不十分
 - 波及事故を防止するためには主任技術者を選任していない等、保安管理 体制が整備されていない事業場の把握が重要であるが、そのような事業場を 的確に把握できることとなっていない。
 - ① DB1及びDB2の2つのデータベースは、電気保安法人との保安管理業務委託契約を解除した事業場については、1か月後にデータを削除
 - ⇒ その後、保安管理体制を整備し、委託契約締結の承認等を受けなければ、 指導監督の対象として把握されない。
 - ② DB3のデータベースは、電気保安法人等との保安管理業務委託契約を解除 してもデータは原則削除されないが、関東東北産業保安監督部はその後の 保安管理状況を未把握
 - ⇒ 当局が、委託契約を解除した目印のある約2,500事業場のうち192件 (うち千葉県内50件)抽出調査した結果、保安管理体制が整備されて いないことが確認できた事業場が2件存在
- 5つのデータベースにおいて、収録事業場のデータ移行や保存等が的確に 行われる仕組みとなっていない。
 - ⇒ 脱落している事業場(上記①)や重複収録されている事業場(当局が実地 調査した69事業場のうち、2事業場)あり
- 〇 関東東北産業保安監督部は、「保安の確保が適切でないおそれのある事業場」として、平成22年度から24年度までに63事業場(うち千葉県内は10事業場)の立入検査を実施

しかし、上記のとおり、保安管理体制の未整備事業場を的確に把握できる 仕組みとなっていないことから、これら事業場に対する指導監督が不十分

通知事項の要旨

- ① 保安管理業務の委託契約を解除した事業場についてその後の保安管理体制等を把握するための措置を講じ、把握した情報をデータ ベースに盛り込むこと。また、中期的に、より的確に事業場を把握できるデータベースの仕組みを構築すること
- ② ①のデータベースを活用するなどにより、保安管理体制の未整備事業場に対して重点的に立入検査や注意喚起を行うこと

その2 設置者への効果的・効率的な啓発

制度の概要等

【産業保安監督部による波及事故防止の啓発活動の実施状況】

- 関東東北産業保安監督部は、波及事故の発生等を防止するため 過去に発生した波及事故の発生原因・発生防止方策や、立入検査 の指摘事項等について、毎年度、設置者及び主任技術者等を対象 としたセミナーを関係団体と共催で開催
- → 開催案内は、ホームページのほか、共催の団体(公益社団法人日本電気技術者協会関東支部)、協賛の団体(一般財団法人関東電気保安協会、公益社団法人東京電気管理技術者協会)を通じ周知
- 関係団体が主催するセミナー等へ講師を派遣等

調査結果

- ◎ 高経年受電設備の更新等について、設置者への啓発活動が不十分
 - 波及事故の主原因である自然劣化による事故を防止するためには、 主任技術者等の定期点検結果を踏まえた受電設備の更新が重要
 - ⇒ 実地調査した69事業場のうち、東京都及び埼玉県内に所在する27事業場について、関東管区行政評価局が、高経年受電設備の更新状況等を調査した結果、9事業場は、主任技術者等から設備更新を指摘又は要請・推奨されていることが確認できるが、うち8事業場の設置者は未対応
 - 〇 設置者に対する高経年受電設備の更新等波及事故防止のための 啓発活動が重要であるが、
 - ① 関東東北保安監督部が開催しているセミナーへの設置者の参加は少ない 状況
 - ② 関東東北保安監督部の啓発活動は、主として、保安管理業務を受託している電気保安法人等を介して行われており、設置者への直接の啓発活動は低調
- ◎ 項目1のその1(P2)のとおり、実地調査した69事業場(うち千葉県内は22事業場)のうち18事業場(うち千葉県内は10事業場)において主任技術者等が、維持・管理について要改善事項を指摘しているが、設置者は改善措置を講じていない。

通知事項の要旨

設置者に対して、例えば、新たに、設置者が多数所属する団体等の協力を得るなどにより、

- ①点検結果を踏まえた高経年受電設備の更新等の重要性等についての啓発
- ②主任技術者等から指摘されている事項について、指摘内容の緊急性等を把握し計画的に改善措置を採ることについての周知を 行うこと